う ように

では、若手 あります。

行

えば 社員

ょ

知新 段 階 社員 位員の段階では、公的な育成」を心掛け 務 手 順 を 教え 仕 ける 事

育たな い若手.

問

成」を課 **一育成」に悩む企業は多い** より、「若手社員の 团 塊の 世代の大量離 早期 職 等

題に掲げる企 、思うように る 0 い育 企 の成 業 業 も多 では が と" 育 多 育 が必要と す 組 要とされ ることで、 織 0 ゃ 基礎 ます。 を

たずに

悩

んで

()

あります

が

す らにで ことでさらなる成長を促 では、与えられた仕事次に、入社2~3年 ること 気 遂 べづき、 行できるだけ ができる 自分なり いでなく、 事を 0 エ 夫 返 経 着 社 す を 自実員

のマナー ナーを身 なく、 職場に慣 13 まず、 古 付 いれさせ め け 3 る 社 こ会人 せ L 人た

いて

は、将 社

来マ

1

Z

ネ 降

ジ 社

1 10

りを

なが

ま図ア異

0

職

場を管

材に育てることも胡場を管理する役割な

事をある

程

度

せ

ľ

7

指

示 任 りま 会を設

け

ること

が

必

要

Z

くことが必 社 かせ と言って /フォロー

変要に応 よない いフィ を i 要と 験を 徐 々に 一 口 ŧ なり i F した 積 広 13 たりして、 -バック だ ŧ げ 入社 . 「若手 社員 す。 7 員 ()

せ は、

若

手

員

1

人に振

l)

返 な

たり考えさせたりする方

を与 な 視 す。 プローチ いとい まること: ッ知階 ま振ま プして l) せ 15 L おか 返 6 いても、 L 社際、 0 ること で、 いかくし な か うに X が して 、その 手 ょ ょ b ら l) が 流 段 ど 机 経 、ステッ 効 重 は 7 都 ħ 3 験 0 1) 育 果 要 度 ず 異 は 役 か ょ 的 Y 変 られ な成 う割 経

得

段

な験わプ

を

りア た

ŧ せ問成法 で ますので、 す 直 先輩 る方法で ることでフィ す良いきっかけとも い功 自 らりも、 か (または失 分の け、 社員や上 仕事の 若手 積極的に取り組 先 かがが す。 社員に) 敗) 社員 司 やり にとっ F. 0 や 方を見り バ考 理 上 ž ツ 司 由 7 クさ を 6 かヾ

協会けんぽの保険料率一部引き上げ

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協 会は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見 直しを行っています。平成 26 年3月分から適用される保険料率については、一般 保険料率(都道府県単位保険料率)は据え置くこととされましたが、介護保険料 率(全国一律)は0.17%引き上げることとされました。

平成26年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率

一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

県名	保険料率
北海道	10.12%
青森県	10.00%
岩手県	9.93%
宮城県	10.01%
秋田県	10.02%
山形県	9.96%
福島県	9.96%
茨城県	9.93%
栃木県	9.95%
群馬県	9.95%
埼玉県	9.94%
千葉県	9.93%
東京都	9.97%
神奈川県	9.98%
新潟県	9.90%
富山県	9.93%
石川県	10.03%
福井県	10.02%
山梨県	9.94%
長野県	9.85%
岐阜県	9.99%
静岡県	9.92%
愛知県	9.97%
三重県	9.94%

保険料率		
9.97%		
9.98%		
10.06%		
10.00%		
10.02%		
10.02%		
9.98%		
10.00%		
10.06%		
10.03%		
10.03%		
10.08%		
10.09%		
10.03%		
10.04%		
10.12%		
10.16%		
10.06%		
10.07%		
10.08%		
10.01%		
10.03%		
10.03%		

〈補足〉都道府県単位保険料率は、「特定保険料率(後期高齢者支援金等に 充てる分)」と「基本保険料率(協会けんぽの加入者に対する医療給付、保健事 業等に充てる分)」から構成されています。平成26年3月分からは、「特定保険料 率」が全国一律で4.07%(4.15%から変更)になりました。

介護保険料率(40歳以上65歳未満の方)

1.72%(1.55%から引上げ) 全国一律

注.健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介 護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

保険料は、標準報酬月額×上記の率になります。

40 歳以上 65 歳未満の介護保険第2号被保険者は標準報酬月額×(上記の率 +1.72%)になります。

計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。今回の見直しにおいては、40 歳以上 65 歳未満の方に限って、健康保険の保険料が変更されることになります。

古武術介護研修

日 時:2月20日(木)

参加者:特別養護老人ホーム介護職員

講 師:岡田慎一郎 (ブレインスター提供講師)

2時間の2回コースで介護職を対象に研修をいたしました。「古武術介護」と非常にインパ



クトのある介護技術のように思われますが、一言でいうと、日本に古くから伝わってきた武術の身体の使い方や考え方を取り入れた、身体運用の改善と介護技術への応用の取り組みです。

「古武術」の動きは、欧米の影響を受けて、筋力に頼った現代の身体の使い方に頼らず、個別の技術よりも、すべての身体動作の基盤となる「身体の使い方」を改善していくことをめざした取り組みで、よく介護職の方が自らの身体を痛めてしまったのけで、この身体を見としたのでというできましたのでというできました。受講生から具体的にこういうり確にアドバイスを行うことができました。受講者のあればいいのかという質問にする場合はどうすればいいのかという質問にも、実際に介護現場での勤務経験から、的確にアドバイスを行うことができました。受講者の内で使用を条件に、ビデオ撮影も行いましたので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体ので、今後も施設内の研修で基盤を支える「身体の



使い方」を覚えるまで、 何度も研修を行ってい ただきたいと思います。

(担当:楠田)

労務管理見直しの契機に

厚生労働省の来年度方針が続々と明らかになっています。自社の労務管理の方向性を見直すうえで参考にして みはいかがでしょうか。

要チェック! 平成26年度の厚生労働省方針

高齢者の雇用等

65 歳までの雇用が原則義務化され、高齢者の賃金設計と それに伴う全体的な賃金制度の見直しを実施・検討する 企業が増えています。

また、中高年層社員に関する課題として、「介護休職・離職」があります。親の介護による休職・離職が最も多い年代層は50代ですが、40代から65歳までのすべての年代でも直面する可能性の高い課題です。

厚生労働省は、65歳までの雇用義務化等を背景に、基礎 年金の保険料納付期間を延長する考えを示しています。 来年の通常国会での法改正を検討しているようです。

多様な正社員

「限定正社員」という呼ばれ方もしますが、職種、勤務地、労働時間等が限定的な「多様な形態による正社員」が注目されています。多様な形態の正社員の賃金・昇進等については、すでに実践している企業の例と今後の制度整備の動向等を見ながら、就業規則等の整備を検討していく必要があるでしょう。

助成金の拡充・新設

次の助成金について、力を入れていくようです。 キャリアアップ助成金/労働移動支援助成金/トライア ル雇用奨励金/育児休業からの職場復帰を支援:キャリ ア形成促進助成金における育休取得能力アップコース (仮称)

行政指導の方向性

労働基準監督官の増員が計画されており、また、従来通り、サービス残業是正を始めとする割増賃金の適正な支払いや違法な時間外労働の是正等を実施していくとしています。部下の長時間労働や年次有給休暇取得の状況を上司の人事評価に反映させるといった会社での取組みも必要でしょう。「働き方・休み方改善指標」や「働き方・休み方改善ハンドブック」などが作成されますので、これらも参考になるかもしれません。

障害者雇用の進展

平成 25 年度は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも雇用者が増加しています。特に精神障害者が大きく増加し、大手企業では4年後の障害者雇用率に関する改正等をにらみ、発達障害を持つ方を採用したいというニーズが高まっています。

第 43 回牛深ハイヤ祭り(4月18~20日)



毎年4月の第3土・日(金曜日に前夜祭)に行われている市民総参加の祭りです。祭りの3日間は、牛深の街はハイヤ節一色に染まります。約5千人の老若男女が、それぞれの団体に分かれて、揃いの浴衣やハッビを身にまとい、街の中を踊るハイヤ総踊りは圧巻です。また他にも、郷土芸能、水産フェアー等様々な催しが開催されます。



〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065

URL:http://brainstar.jp

最新助成金

受入れ人材育成支援奨励金

本年3月1日から、雇用保険二事業の助成金の一つである労働移動支援助成金について拡充が図られ、従来からある再就職支援奨励金に加え、新たに「受入れ人材育成支援奨励金」が創設されました。

労働移動支援助成金		
再就職支援奨励金	受入れ人材育成支援奨励金〔新設〕	
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間 職業紹介事業者に委託等して行う事業主を助成	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行 う事業主を助成→以下でポイントを紹介	

受入れ人材育成支援奨励金ポイント

1 主たる支給要件

次のすべての措置をとることが必要です。

- ① 対象労働者を次のア~ウのいずれかにより受け入れること
 - ア雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者を離職日から1年以内に期間の定めがない労働者 と17雇い入れる

 - ウ在籍出向により受け入れた上で、受入れの日から6か月以内に、移籍に切り換えて期間の定めの ない労働者として受け入れる
- ② 職業訓練計画を作成すること
- ③ 職業訓練計画を含めた申請書類を管轄の労働局に提出し、訓練開始前に認定を受けること
- ④ 職業能力開発推進者を選任すること
- ⑤ ③により認定を受けた計画に基づき、対象者の雇入れた日(又は受入れた日)から1年以内に訓練を 開始すること
- ⑥ 訓練実施期間中に対象者に対し賃金を支払うこと

2 支給額

訓練の種類に応じて、1つの職業訓練計画について支給対象者1人当たり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。ただし、1年度1事業者あたり5,000万円を上限とします。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	800 円/時間
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30 万円
0JT	訓練実施助成	700 円/時間

この拡充は、「失業なき労働移動の実現」を目指す政策を具体化したものです。詳細や他の助成金の情報を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

会議・ミーティングを変える!

ファシリテーション・スキル

会議のよくある問題点

ビジネスの現場では欠かせないものであるにもかかわ らず、期待した成果が得られていないことも多い会議や ミーティング。

忙しいなか時間を割いているにもかかわらず、「建設的 な議論はできないまま時間だけが経ってしまった…」と いう経験をしたことがある方も多いことでしょう。

このようなことを問題視している企業も多いのではな いでしょうか。

ファシリテーション・スキルが鍵

そこで注目されているのが、「ファシリテーション・ス キル」――人々の活動が容易にできるよう支援し、うま く事が運ぶよう舵取りする力です。

特に、会議の進行役自らがこのスキルを身につけるこ とにより、会議の質を上げることができます。

4つのスキル

会議の場では、次の4つのスキルが求められます。

- 何を目的にして、誰を集めて、どういうやり方で 議論していくのか、『場』をつくる
- 多くの意見を引き出すことで、参加者相互の理解
- ③ 議論の全体像を整理して、論点を絞り込む
- ④ 意見をまとめ、全体の合意を形成する

効果的な会議に向けて

まずはこれら4つのことができているかをチェックす ることが、効果的な会議を行うための第一歩となります。

お仕事カレンダー

4/10

- ・一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金 額が1億9000万円未満の工事
- ・3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/15

・給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出

4/30

- ・労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月~3 月の労災事故について報告)
- · 預金管理状況報告
- ·健康保険印紙受払等報告書 · 雇用保険印紙保険料納付 状況報告書提出
- 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- ·固定資産税(都市計画税)納付(第1期分)
- ・2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告
- · 公益法人等の都道府県民税·市町村民税均等割申告
- ・5月・8月・11 月決算法人の消費税の中間申告

在境まに防 在かいれ ? (" せ 変 0 7 から 事 問 ż ま 期 社 \mathcal{E} \\制題 た、遺 る 0 人事 企類 う度は 現 運 の観は、 あ運用 変化、 ij ま 制? ŧ 用 点 無 z 合 ま 15 A わし取のか用 せ 7 て らの 0 7 と も混んか 6 い巻 は 1) 11 7 の設 類乱? くら る Ź ま 要 あ 7 で度現環 l) 繁 現 を ・抱人度に境と場 え事になか て制と な抱え 必わ 運 ず ま ま 営 行 2 ど L て い度 7 0 象 方の た。 人 るに ()

つ

0

を

とい

ら課

か題

が 7

15

幹 ながした、 制あ 言 きて 度ればで 人 事 1,1 本設た。 制 る 度 で を 企 企 問 業 業 題 は 行の

式が

社題

11

会

トランス を感じて

ラ

ク

まり、 事 針 事 る と適 事 上 担 企 多 場 制 度 当 業 < 合 度 おに 者 o は よ関 L が する 企 4 た 事に U 内業る 割 未 業 て 程 上調 るあ環の 形にて で形

大丈夫ですか

御

社

問

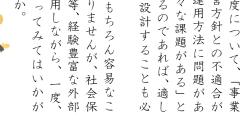
す

か

検材労 て も務はれす。 う 行活士あは 用 等、 ŧ ŧ 5 経 せ 3 6 豊 6 ら が、 は 容 社 易 な か

点人険と

人事制 事 ... は様 制 営方針 運 るマ 度に な 用 方 で課 題法と あ れがに 0 て、 ばあ問不 適 る 題





代表上田が57歳になりました

今年もやってきました! ブレインスター代表上田が 3月28日に57歳になりまし た♪朝からこっそり準備をし て・・・今年のプレゼントは、 代表のイメージにピッタリの

素敵な傘です(●^o^●)





みんなで今年は何をプ レゼントしようか 迷いまし たが、中村の一声で傘 に決定しました♪とって もお似合いですので、 雨の日にお伺いする際 にはご注目ください!

(担当:倉田)